

# 鹿島市立鹿島小学校いじめ防止基本方針

## I 策定の意義

すべての児童はかけがえのない存在であり、子どもが健やかに育っていくことは、社会全体の願いである。いじめは、いじめを受けた児童の健全な成長および人格形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめは人権侵害であり、個々の問題としてではなく学校を含めた社会的な問題としてとらえ、家庭・地域社会・関係機関等と連携を取りながら総がかりで取り組んでいかなければならない。

このため、本校では、これまでも、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止に取り組んできたところである。平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法（以下「推進法」という）第11条に規定する「いじめ防止基本方針」、平成26年9月に策定された「佐賀県いじめ防止基本方針」及び平成31年3月に改訂された「鹿島市いじめ防止基本方針」を参照し、さらなるいじめの防止等のための対策を推進することを目的として、推進法第13条の規定に基づき、「鹿島小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係ある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」という推進法第2条の「定義」と第3条の「基本理念」に基づき、いじめ防止等に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (1) すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにすること。
- (2) いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにすること。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であり、市、学校、家庭、地域等の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行うこと。

また、すべての児童がいじめをしない、他の児童にしているいじめを認識しながら、これを放置することのないように、以下の点で全教職員が共通認識の上、学校教育全体の中で指導に当たるようとする。

- (1) いじめは、どの児童にもどの学校・学級にも起こりうる。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、教師、保護者には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられている側の気持ちに共感しながら解決にとりくむ。
- (5) いじめは、その行為によっては刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、その指導者である教職員の児童観や指導観が問われる問題である。

- (7) いじめは、家庭教育の在り方と密接な関係があることを認識すべきである。
- (8) いじめは、学校・家庭・地域社会のすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (9) いじめは、被害者ばかりでなく加害者及び傍観者についても家庭との協力による継続的な指導が必要である。

【いじめの様態】例

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や言葉での脅し文句、嫌なことを言われる。
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする。
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (オ) 金品をたかられる。
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (ク) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

### 3 いじめ防止等のための指導体制・組織

推進法第22条に基づき、「いじめ防止等対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童の訴えを、特定の教職員が抱え込むことがないよう、組織として対応する。

構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、警察OB、家庭相談員、学校運営協議会会長、PTA会長とする。

(組織の役割)

- (1) いじめ防止基本方針に基づく、取組の実施と進捗状況の確認。
- (2) 教職員への共通理解と意識啓発。
- (3) 児童や保護者、地域住民への情報発信と意識啓発。
- (4) いじめ事案への対応。

### 4 いじめの未然防止の取組

- (1) 教職員が、情報を的確に早く収集する。
  - ① 常日頃から児童とともに活動し、児童からの情報収集に尽力する。
  - ② 定期的な教育相談期間ばかりでなく、日々の表情の変化や身体の状況について気をつけ、気になったらその日のうちに相談を行う。
  - ③ 養護教諭や他の教職員、保護者等からの情報に常に耳を傾ける。
  - ④ 常日頃から家庭との連携を密にし、児童の家庭での情報発信を見逃さない。
  - ⑤ 教師は児童の発信する様々なサインを見落とすことないよう、精神的な余裕を持ちきめ細やかな感性を磨く。
- (2) お互いを認め合い、支え合い、助け合う仲間作りをする。
  - ① いじめを許さない、見過ごさない学校・学級の雰囲気作りをする。

- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
  - ③ 地域人材を活用した学校行事や授業での体験活動を拡充させる。
  - ④ 人間関係をうまく営むための言葉使いや社会的な技能を高める指導を年間計画に位置づけて計画的に行う。
  - ⑤ いじめの加害者の心的要因となる「不安」「不満」をできるだけ少なくするよう努力する。
  - ⑥ 「共に学ぶ」ことの喜びを感じられるよう授業改善を行う。
  - ⑦ 一人一人の児童に、出番を与える授業や学校行事を推進する。
- (3) 命や人権を尊重する感性を磨く。
- ① 人権教育の年間計画の見直しを行いながら実践していく。
  - ② 道徳教育の充実を目指し、研究授業や親子ふれあい道徳を実施する。
  - ③ 各学年に応じた性教育を充実させる。
  - ④ 人権集会や平和集会を実施する。
- (4) 保護者や地域社会・関係機関との連携を密にする。
- ① 各種PTA会議や保護者会等での啓発活動の推進や広報を行う。
  - ② スクールカウンセラーとの連携を継続して行う。
  - ③ 学校HPや学級便りで人権についての啓発を行う。
  - ④ 児童が人権標語や人権作文を作成し、保護者や地域を巻き込んだ取組を実施する。
- (5) 毎年5月及び12月を「いじめ防止強化月間」に設定し、いじめ防止に関する学習や活動を集中して行う。
- (6) 「一日観察日」を設定して全職員が児童の登校から下校時まで、児童の近くに寄り添い、その様子を観察し、いじめの未然防止に努める。
- (7) 幼保小の連携を密にし、就学前の段階を含めて、児童同士の人間関係に関する情報の共有化を図る。

## 5 いじめの早期発見の取組

- (1) 定期的な教育相談の実施を継続して行う。
- (2) 定期的にアンケート（心のアンケート）を継続して行い、気にかかる事案については、面談を行う。
- (3) 保護者も含めた年2回のいじめアンケートを実施する。
- (4) 毎週月曜日の職員連絡会で、いじめについての情報共有を行う。
- (5) 児童・保護者からの連絡体制の整備を、各学級で確認する。
- (6) いじめ相談等の各種相談窓口の周知や、広報活動を行う。
- (7) 「あのねポスト」の周知と活用を継続して行う。

## 6 いじめ事案への対応

いじめが覚知した場合は次の流れに従って組織的に取り組む。

- (1) 児童・保護者・教師がいじめではないかと判断。
- (2) 管理職、生徒指導主任へ事実を連絡する。

- (3) 校内のいじめ対策委員会（状況によってメンバーを拡大）を招集する。
- (4) 上記委員会でいじめを認知した場合は市教委へ第一報を入れると同時に、「いじめ防止等対策委員会（以後 22 条委員会という）」を招集する。
- (5) 22 条委員会で今後の取組の確認（①事実確認（被害者・加害者・周囲の児童）、②事実の照合（③保護者への説明）し、事後指導（加害者・被害者およびその保護者への継続的な指導と支援、学級指導や全体指導）の確認を行う。
- (6) 必要に応じてスクールカウンセラーと連携をし、児童相談所等の関係機関との連携も行う等の連絡調整をする。

**いじめ事案は、**

**①調査義務 ②指導義務 ③報告義務 ④再発予防措置義務 を尽くす。**

## 7 ネットいじめに対する対応

- (1) 児童に対してインターネット上の誹謗中傷は犯罪であることを学級指導の中で理解させる。
- (2) 保護者に対してインターネット上の違法な書き込みをしていないか監視を促す。
- (3) 保護者や児童向けの情報モラルに係わる講演会などの啓発活動を、地域コミュニティーとともにを行う。
- (4) ネットやライン上のいじめが発覚した場合は、関係機関と連携しながら書き込みの削除を行うと同時に、「5 いじめ事案への対応」に従って組織的に指導を行う。
- (5) 県警生活安全部や I T サポート佐賀等との連携を進める。

## 8 重大事態への対応

いじめの重大事態とは、以下のいずれかに該当する事案を指す。

- ・いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより、児童が相当の期間（おおむね 30 日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

本校では、重大事態が発生した、あるいはその疑いがあると認められた際は、以下の流れに沿って組織的に対応する。

### (1) いじめ事案の発覚・報告

- ・学級担任・学年主任・生徒指導担当等が、事案を把握した時点で、速やかに管理職へ報告する。

### (2) 重大事態かどうかの判断（管理職）

- ・被害児童の欠席日数や心身の状態、保護者からの申出等を踏まえ、校長が「重大事態の疑いあり」と判断した場合、市教育委員会へ報告する。

### (3) 市教育委員会への報告・情報共有

- ・いじめの経緯、被害状況、学校の対応など、状況を整理し、速やかに市教育委員会へ報告する。
- ・その後も、指示に基づき、随時情報提供を行う。

### (4) 学校による調査の実施（教育委員会の指導を受けながら）

- ・被害児童、加害児童、関係児童、職員などへの聞き取り調査を行う。
- ・調査にあたっては、被害児童・加害児童双方の心情に十分配慮し、再被害や二次被害が起こらないよう慎重に進める。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得る。

#### (5)記録の整理と教育委員会への報告書提出

- ・調査の結果、学校の対応、再発防止策などを文書化し、市教育委員会へ報告する。

#### (6)保護者との情報共有・説明

- ・調査結果や対応策を保護者に丁寧に説明し、信頼関係を保ちながら支援を行う。

#### (7)今後の支援・再発防止の取組

- ・被害児童の安心・安全な学校生活の確保を最優先にし、学級・学年全体での再発防止指導を行う。
- ・児童の変化を継続的に見守り、必要に応じて支援体制を強化する。

※別紙「いじめによる不登校重大事態の鹿島市教育委員会への報告までの流れ」確認

### 9 いじめの再発防止の取組

- (1) 被害児童がいじめから立ち直ることができるように、スクールカウンセラーや関係機関と連携を取りながら、安全・安心な学校生活ができるように配慮をする。
- (2) 加害児童についても、いじめに至った背景等を踏まえ、スクールカウンセラーや関係機関と連携を取りながら、立ち直りに向けての積極的な支援をしていく。

### 10 職員研修

いじめを許さない学校づくりを目指すために、以下のようないじめ問題についての研修を行う。

#### (1)いじめの事例研修を行う。

実際に起きた事例をもとに、初期対応や情報共有の在り方、指導の工夫などについて話し合い、対応力の向上を図る。

#### (2)組織としての対応体制を確認する。

学級担任だけで抱え込まない体制を再確認し、管理職・養護教諭・スクールカウンセラー・学年団との連携の取り方を具体的に共有する。

#### (3)心のアンケート・いじめアンケートの結果をもとに対策を検討する。

子どもたちの声をもとに、学級や学年での課題を整理し、今後の対応方針や予防的取組を具体化する。

#### (4)Q U テストの分析結果から学級の実態を把握する。

テスト結果を分析し、子ども同士の関係や学級風土の傾向を読み取り、より良い学級経営に向けた方策を探る。

#### (5)スクールカウンセラーを招いての研修を行う。

専門的な視点から、子ども理解や関わり方について学び、実践に生かせる手立てを確認する。

## **II 取組体制の点検および評価について**

- (1) 常々いじめ問題に係わる連絡体制を確認しておく。(職員室内に掲示する。)
- (2) 日頃から職員へ報告・連絡・相談・確認の周知を徹底させ、連絡系統の周知とその迅速さを修練させる。
- (3) 学校評価に「いじめ問題に関する」項目を入れて、保護者や学校関係者についても評価を行ってもらう。